



鳥取県公報

平成18年6月27日(火)
第7799号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (438) (東部総合事務所県民局)	1
	土地改良区の役員の就退任 (439) (西部総合事務所農林局)	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (440) (米子保健所)	2
	都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧 (441) (景観まちづくり課)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (442) (耕地課)	3
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課)	3
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課)	4
調達公告	一般競争入札の実施 (広報課)	5

告 示

鳥取県告示第438号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年8月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年6月27日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成18年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり語り部師範の会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

児嶋 祥悟

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市五反田町6

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、「老人が一人亡くなると図書館一つ分の知識を失う」という中国の諺の意味を認識し、古来より、人間として生きていく勇気と知恵、情愛などを心に刻んで伝承されて来た鳥取県の民話・歴史・生活の知恵などを語り伝える「語り部師範」の養成や、「語り部師範」による観光客への観光ガイド、当地の子供、図

書館利用者等に対する語り部活動を展開することにより、地域の活性化と自立・再生に寄与していくことを目的とする。

鳥取県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年6月27日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 熙 久 米子市諏訪533

平成18年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 石 原 衛 米子市諏訪457

平成18年3月27日就任 任期 平成21年5月9日まで

鳥取県告示第440号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月27日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
社会福祉法人寿耕会西部診療所	米子市大篠津町4694	平成18年6月13日
錦織眼科医院	米子市東町251	平成18年6月16日

鳥取県告示第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画下水道 皆生処理場

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第7工区）換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成18年6月27日から同年7月18日まで
- 3 縦覧に供する場所
南部町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年6月27日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）
- 2 実施期日
(1) 平成18年8月2日（水）から同月4日（金）まで
(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで。ただし、平成18年8月4日（金）については、午前9時から正午までとする。
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室
- 4 受講定員
40名
- 5 講習事項
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 6 受講対象者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者で、現に交通誘導警備業務の警備員指導教育責任者として選任されているものであること。

7 受講申込書の受付期間

平成18年7月3日(月)から同月7日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(郵送による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

(1) 受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

(2) 受講申込書には、旧資格者証の写し1通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公告する。

平成18年6月27日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 期日及び場所

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成18年7月31日(月)及び同年8月1日(火)の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階第7会議室	道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識に関する講義
修了考査	平成18年8月8日(火)午前9時30分から午後0時30分まで		講習事項の内容の理解を確認するための筆記試験(正誤式50問)

2 持参する物

印鑑(修了考査日のみ)、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/police/>)から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真をちょう付）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成18年7月3日（月）から同月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話0857 - 23 - 0110 内線5123、5135

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

とりネットCMSサーバ管理運営委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年8月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取情報ハイウェイNOC

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。
- (3) 平成18年6月27日（火）から同年7月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 委託期間開始前までに、1の（4）の場所に30分以内で到着可能な位置に、管理運営にあたる技術者が勤務する事業所があること。
- (5) 平成15年度以降に、企業（自社及び関連企業を除く。）その他の団体の次に掲げるサーバの管理運営を、いずれのサーバについても12ヶ月以上継続して履行した実績を有する者であること。

ア Microsoft S Q L Server2000を用いた S Q L サーバ

イ Webサーバ

3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857 - 26 - 7755

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年6月27日（火）から同年7月3日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年7月18日（火）午後2時

鳥取県庁第4会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年7月11日（火）午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提

出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

